

高松市環境美化条例の一部改正等に関する概要について

1 高松市環境美化条例改正等の趣旨

本市では、昭和54年9月に環境美化都市宣言を行い、平成9年3月には、環境美化条例を制定し、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に取り組んでまいりました。また、平成18年6月には、サンポートや中央通りなどに歩きたばこ禁止区域を設け、その区域内においては備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しました。

これまでの周知・啓発活動等により、現行の歩きたばこ禁止区域におけるたばこのポイ捨てについては、一定の成果が上がっているものの、それ以外の地域においては、依然として空き缶やたばこの吸い殻が後を絶たないのが現状です。

このようなことから、今般、環境美化の観点を含め、美しい景観を保護・復元するための「高松市美しいまちづくり条例（仮称）」を新たに制定することに伴い、美しいまちづくりの実現を目指し、高松市環境美化条例を改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限および印刷物等の回収の規定を設けるとともに、現行の「歩きたばこ禁止区域」を拡大するものです。

なお、来たる平成22年は、高松市制施行120周年という節目の年を迎える上、3月には「高松国際ピアノコンクール」の開催、さらに7月から10月にかけては、本市を中心に「瀬戸内国際芸術祭2010」の開催が予定されており、国の内外から訪れる観光客の飛躍的な増加が予想されることから、これを機会に、よりいっそう美しいまちづくりの推進を図ろうとするものです。

2 主な改正内容および施行日等

(1) 条例による規制の新設（施行日：平成22年4月1日）

ア 公共の場所における喫煙の制限

「市民等は、公共の場所において、歩行しているとき、自転車に乗車しているときまたは備え付けの灰皿が付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。」

イ 公共の場所における印刷物等の回収

「公共の場所において、印刷物等（ちらし、びらその他これらに類するものをいう。）を市民等に配布し、または配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。」

(2) 歩きたばこ禁止区域の拡大（告示日：平成22年4月1日）

官庁、学校、公園、駅等の公的施設の位置や歩行者の通行量等を勘案するとともに、禁止区域のわかりやすさも考慮し、主要な道路で区切られた範囲を「歩きたばこ禁止区域」とする。（区域図は別紙のとおり）

(3) 罰則規定

上記の規制の新設および歩きたばこ禁止区域の拡大に伴う罰則規定は設けない。

3 周知・啓発事業の実施

環境美化条例の改正および歩きたばこ禁止区域の拡大に伴い、次のとおり周知および啓発事業を実施する。

(1) 歩きたばこ禁止キャンペーンの実施

歩きたばこ禁止区域が拡大したこと等を周知するためのキャンペーン

平成22年4月初旬

(2) 歩きたばこ禁止巡回事業の実施（平成21年10月～平成22年9月）

(3) 周辺自治会・関係団体への周知（平成22年1月～3月）

(4) 毎月の一斉清掃の際に、広報車による広報（平成22年1月～6月）

(5) 広報紙・ホームページ・CATVによる周知・啓発，新聞・テレビ等のマスコミを活用した周知・啓発（平成22年1月～6月）

(6) 啓発用ポスター等の作成・掲示（平成22年2月）

ポスター，チラシ，のぼり等

(7) 禁止区域の表示（平成22年3月）